

事 務 連 絡  
令和 5 年 7 月 5 日

各文部科学大臣所轄学校法人事務局  
各都道府県私立学校主管部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官（施設防災担当）

私立学校施設災害復旧費のリモートによる机上調査について（送付）

私立学校施設災害復旧費の調査は、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和 45 年 11 月 12 日付け文管振第 172 号）第 8 第 1 項（2）により、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県等において机上にて調査（以下、「机上調査」という。）を行うことができるとされています。

この度、事務手続きの簡素化の観点から、別添の実施条件を満たす場合はリモートにて机上調査を行うことができることとしましたのでお知らせします。

このことについて、文部科学大臣所轄学校法人におかれましては法人の大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校に対し、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校に対して周知していただくようお願いいたします。

（担当）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官（施設防災担当）付 防災機能強化係  
松本・納富（Tel : 03-6734-2326）

## リモートによる机上調査の実施方法

## 1. 実施条件

## 1) 机上調査の実施条件

「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」第8により、以下のいずれかに該当する場合は机上調査とすることができる。

- ・やむを得ない理由により実地調査が困難である場合

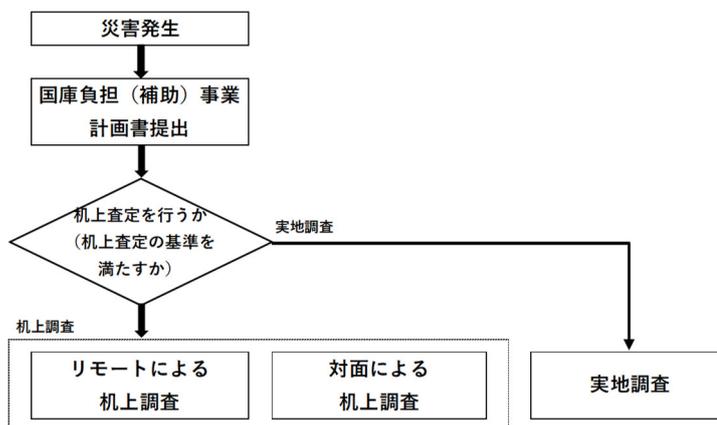
(例：遠隔地で移動に時間を要する場合、荒天等で実地への移動が危険または実地調査が危険な場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難な場合 等)

## 2) リモートによる机上調査の実施条件

上記に加え、以下の条件を満たす場合に、リモートによる机上調査とすることができる。

- ・調査官（文部科学省）、立会官（財務局等）、申請者（都道府県、市町村等）及び都道府県担当者の4者がWeb会議を行える通信環境（音声及び画像の共有が可能な環境）を保持している場合（以下、私立大学については、都道府県担当者を除く3者とする）。

（参考）調査方式のフロー図



## 2. 実施体制

調査官、立会官、申請者及び都道府県担当者等の関係者が各執務室等からWeb会議の形式で参加して実施する。（例えば申請者と都道府県が合同で参加することも可）

## 3. 申請書類

机上調査に必要な事業計画書その他の申請書類を事前にメール等で関係者に送付する。

## 4. 調査方法

対面による机上調査と同様とする。

必要に応じて申請箇所からの映像等を活用することも可能とする。

## 5. 申請内容の確認

申請内容に対する疑義など調査官等からの質問等に対しては、原則としてWeb会議上で回答することとするが、回答に時間を要する場合等は、Web会議終了後、朱入れを行う前までに調査官、立会官及び都道府県担当者にメール等で回答する。

※内容が妥当と判断されるまで必要に応じ、質疑応答を実施。

## 6. 検算修正

申請者は、検算後、調査官、立会官及び都道府県担当者にメール等で資料を送付する（修正設計書、修正図面他必要な説明資料）。

修正内容は調査官、立会官、申請者の3者で確認を行い合意する必要がある。

## 7. 現地調査報告書（調査決定額）の記載（朱入れ）

- ①都道府県担当者等が現地調査報告書（様式1-1、1-2及び2のうち必要なもの）に必要事項を記載後、調査官及び立会官へメール等で送付する。
- ②調査官及び立会官は記載内容を確認のうえ、調査官は立会官へ、立会官は調査官へ、それぞれ内容を了解した旨のメール等を送付する。
- ③調査官は、現地調査報告書に調査官及び立会官の氏名を記入する。なお、氏名等の記入は印字によることができる。
- ④調査官は記入した現地調査報告書を立会官及び都道府県担当者等へメール等で送付し、調査終了とする。

## 8. その他

- 検算等に時間を要する等でWeb会議を中断する必要がある場合は、再開時間を設定し調査官及び立会官に連絡すること。
- Web会議は、原則として都道府県においてセキュリティ対策された利用環境を準備するとともに、確実に動作するよう事前に確認すること。
- 調査時間が長くなるないように、効率的な説明に努めること。
- リモートによる机上調査の実施判断は、本実施方法に沿って調査官が行う。

以上